

山口県高等学校教員組合定款

第1章 総 則

第1条 本組合は山口県高等学校教員組合（略称山口県高教組）と称し事務所を山口市大手町2番18号におく。

第2条 本組合は法人とする。

第3条 本組合は他の職員団体と連合体を結成することができる。

第4条 本組合は強固なる団結の力によって生活権の確保、労働条件の改善、教育の民主化並びに教育立国の具現を図ることを目的とする。

第5条 本組合は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

1. 組合員の待遇並びに労働条件の改善を図るに必要な事柄
2. 組合員の福利・厚生活動及び自主共済活動の推進に関する事柄
3. 組合員の経済的、社会的並びに政治的地位の向上を図るに必要な事柄
4. 教育の民主化並びに自主化に関する事柄
5. 同一の目的を持つ他の団体との連携や協力に関する事柄
6. その他組合の目的を達成するに必要な事柄

第2章 組合員

第6条 山口県の公立高等学校および障害児学校、並びにそれに関連する機関に勤務する教職員は、人種、信条、性別、身分を問わず本組合に加入することができる。

2. 離籍専従役員は組合員とする。

第7条 組合員は次の各号に該当する場合はその資格を失う。但し組合活動による犠牲者又は本人の意志に反し免職されたものは苦情が解明するまでは組合員とする。

1. 退職（離籍専従役員の組合員を除く）・免職・死亡
2. 除名・脱退
3. 離籍専従役員を退職したもの。

第8条 組合員は次の権利を有する。

1. 組合のすべての活動に参加し組合の利益を受けること
2. あらゆる会議に出席して発言すること
3. 会計監査の要求及び会計帳簿その他の記録を閲覧すること
4. 役員を選挙すること及び役員に選挙され就任すること
5. すべての役員を罷免すること
6. 組合活動のために犠牲を蒙った場合救援を受けること
7. 正当な査問手続を経ないで除名若しくは権利停止等の処分を受けないこと

第9条 組合員は次の義務を負う。

1. 組合の綱領並びに定款を遵守して組合の発展に努力すること
2. 組合の会議に出席し議決に参加すること
3. 組合の議決及び統制に服すること

4. 組合費その他の賦課金を納めること

第10条 本組合を脱退しようとする者は理由書を添え評議員を経由して執行委員長に届出なければならない。

第11条 組合員が次の事項に該当すると認めた場合は評議員会の議決を経て懲罰することができる。

1. 本組合の定款に違反したとき
2. 本組合の統制を乱したとき
3. 本組合の名誉及び利益を毀損したとき

第12条 前条の適用に当っては評議員会は査問委員会を設け、确实公正な調査及び審理を行わなければならない。査問委員会及び懲罰に関する規程は別に定める。

第13条 本組合活動のため犠牲を蒙った組合員に対しては救援する。救援に関する規程は別に定める。

第14条 本組合員の死亡・罹災等の場合は弔慰する。弔慰に関する規程は別に定める。

第3章 組 織

第15条 本組合は第6条に定める組合員で組織する。

第16条 本組合には第5条の事業の円滑を期するため校内・機関内委員会及び地区協議会を設ける。

2. 前項に関する規程は別に定める。

第4章 議決機関

第17条 本組合に次の議決機関をおく。

1. 大会
2. 評議員会

第18条 大会は組合の最高議決機関で代議員を以て構成し、毎年1回執行委員長が招集する。代議員は各校・機関毎に全組合員の無記名投票により選出する。その数は別に定める。但し評議員会が必要と認めたとき又は組合員の3分の1以上の要求があったときは、執行委員長は臨時大会を招集しなければならない。

第19条 大会は次の事項を議決する。

1. 運動方針
2. 決算の承認と予算の決定
3. 基金の決定及び運営
4. その他第5条の事業遂行に関する重要な事柄

但し大会はその権限の一部を評議員会に委任することができる。

第20条 評議員会は大会につぐ議決機関であって毎月定例に執行委員長が招集する。但し必要に応じて臨時に開くことができる。

2. 評議員の3分の1以上の要求があったときは、執行委員長は臨時に開かなければならない。

第 21 条 評議員は各校・機関毎に組合員の直接無記名投票により各校・機関毎に 1 名選出する。但し組合員総数が 50 名以上の学校・機関でかつ校舎の所在が 2 カ所にまたがり任務遂行困難な場合は 2 名とする。

2. 前項の規定にかかわらず評議員の任務遂行困難な場合は、評議員会の承認を得て評議員補佐をおくことができる。但し評議員補佐は議決権を有しない。

3. 評議員の任期は 1 年とする。但し重任を妨げない。補欠委員の任期は残りの期間とする。

第 22 条 評議員会は次の事項を議決する。

1. 大会から委任された事項
2. 諸規程、細則の制定及び変更に関する事柄
3. 第 7 条に関する事柄
4. 加入金や組合費の徴収に関する事柄
5. 収支予算で決めた事の新しい義務負担に関する事柄
6. 寄附金の受入や事業資金に関する事柄
7. 組合預金に関する事柄
8. 基金の支出・救援・弔慰に関する事柄
9. 加盟団体に送る役員に関する事柄
10. その他組合運営に関する事柄

第 23 条 大会の役員はそのたびに構成員の中から選出する。

2. 評議員会は評議員の中から議長、副議長各 1 名を選出しなければならない。議長、副議長の任期は評議員の任期による。

第 24 条 大会は構成員の 3 分の 2 以上が出席しなければ開くことができない。また、評議員会は構成員の 2 分の 1 以上が出席しなければ開くことができない。

第 25 条 会議は出席者の過半数で決定し、可否同数のときは議長が決定する。

2. 性別、学校・機関種別、年齢等により利害が相反した場合は協議会に附議する。協議会は各立場別に選出された同数の代表を以て構成する。

第 26 条 特に重要な事柄の採決は全組合員の直接無記名投票による。但しその発議については出席者の 3 分の 2 以上の賛成を要する。

第 5 章 執行機関

第 27 条 本組合の執行機関として執行委員会をおく。

第 28 条 執行委員会は執行委員長、副執行委員長、書記長、書記次長及び執行委員で構成し、大会及び評議員会の議決事項を執行する。

第 29 条 本組合に次の役員をおく。

1. 執行委員長 1 名
2. 副執行委員長 若干名
3. 書記長 1 名
4. 書記次長 若干名

5. 執行委員 10 名以内

6. 監査委員 3 名

第 30 条 役員の職務を次のとおり定める。

1. 執行委員長は組合を代表し、執行機関を統轄する。
2. 副執行委員長は執行委員長を補佐し、執行委員長事故あるときはその職務を代行する。
3. 書記長は執行委員長の指示により組合業務を企画し、会計及び会議記録等の事をつかさどる。
4. 書記次長は書記長を補佐し、書記長事故あるときはその職務を代行する。
5. 執行委員は執行委員長の指示により組合業務の執行に当る。
6. 監査委員は会計監査に当る。

第 31 条 役員の選出はすべて全組合員の直接無記名投票による。

2. すべての役員は組合員総数の過半数に満たない得票数では当選できない。
3. 選挙に関する規程は別に定める。

第 32 条 役員に選出された者はこれを拒むことができない。但し事情やむを得ないときは評議員会の決議により承認することがある。

第 33 条 役員の任期は 1 年とする。但し重任を妨げない。補欠役員の任期は前任者の残りの期間とする。

第 6 章 会 計

第 34 条 本組合の経費は組合費及び寄附金その他を以てこれにあて、事業の遂行に必要な資金は組合員の出資金や借入金によることができる。組合費は大会で決める。

第 35 条 本組合に基金を設ける。基金に関する規程は別に定める。

2. 基金の額は大会で決める。

第 36 条 本組合への納入金は如何なる場合にも返戻しない。

第 37 条 専従役員には給与を支給する。給与に関する規程は別に定める。

第 38 条 組合業務のために旅行するものに旅費を支給する。旅費に関する規程は別に定める。

第 39 条 本組合の資産の処分について必要な事項は大会の決議にもとづいて執行委員長が行う。

第 40 条 本組合の会計年度は 4 月 1 日より翌年 3 月末日までとする。会計取扱いに関する規程は別に定める。

第 41 条 本組合の決算は監査委員の監査をうけた上で大会の承認を受けなければならない。

第 42 条 本組合の預金・出資はすべて執行委員長名義とする。

第 7 章 補 則

第 43 条 本組合に顧問をおくことができる。

2. 顧問は評議員会の推薦により執行委員長が委嘱する。

第 44 条 評議員会が第 5 条の事業遂行のために必要と認めた場合は専門委員会及び特別委員会を設けることができる。

2. 委員会に関する規程は別に定める。

第 45 条 本組合に書記をおく。服務・給与に関する規程は別に定める。

2. 書記の雇用は、執行委員会で合理的な採用試験によって選考し、評議員会で決定する。

第 46 条 第 8 条第 5 号に関しては信任投票による。

信任投票は次の場合に行わなければならない。

1. 組合員の 3 分の 1 以上の署名による要求があったとき

2. 大会の議決を経たとき

3. 評議員 5 名以上の要求により評議員会の議決を経たとき

第 47 条 本組合は直接無記名投票による組合員総数の 4 分の 3 以上の賛成があったとき解散する。

第 48 条 本定款の実施に必要な諸規程、細則は別に定める。

第 49 条 本定款は評議員会にはかり、直接無記名投票により組合員総数の過半数の賛成を得なければ変更することができない。

第 8 章 附 則

第 50 条 本定款は昭和 26 年 7 月 1 日より実施する。

本定款の一部を昭和 28 年 7 月 12 日改正し、即日実施する。

本定款の一部を昭和 30 年 11 月 27 日改正し、昭和 31 年 4 月 1 日より実施する。

本定款の一部を昭和 32 年 5 月 15 日改正し、即日実施する。

本定款の一部を昭和 53 年 10 月 28 日改正し、昭和 53 年 12 月 18 日より実施する。

本定款の一部を昭和 58 年 3 月 8 日改正し、昭和 58 年 4 月 1 日より実施する。

本定款の一部を昭和 58 年 10 月 6 日改正し、即日実施する。

本定款の一部を昭和 60 年 10 月 29 日改正し、即日実施する。

本定款の一部を 1993 年 12 月 10 日改正し、即日実施する。

本定款の一部を 2009 年 12 月 19 日改正し、2010 年 4 月 1 日より実施する。

本定款の一部を 2025 年 2 月 27 日改正し、2025 年 4 月 1 日より実施する。